

平成20年加美町議会第1回定例会会議録第2号

平成20年3月7日（金曜日）

出席議員（19名）

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
16番	高橋源吉君	17番	一條寛君
18番	星義之佑君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

欠席議員（1名）

15番 尾形勝君

欠員なし

説明のため出席した者

町長	佐藤澄男君
副町長兼 総務課長	森田善孝君
行政改革推進室長	早坂宏也君
会計管理者兼会計課長	五十嵐信一君
危機管理室長	猪又健君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長兼 税務課長	吉田恵君

特別徴収対策室長	竹 中 直 昭 君
農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
農業振興対策室長	府 田 周 一 君
森林整備対策室長	浅 野 恒 昭 君
商工観光課長 やくらい高原温泉	伊 藤 東 君
保養センター所長	齋 藤 吉 男 君
建 設 課 長	早 坂 忠 幸 君
保 健 福 祉 課 長	柳 川 文 俊 君
子育て支援室長 地域包括支援 センター所長	早 坂 律 子 君
上下水道課長	佐 藤 勇 悦 君
小野田支所長	高 橋 行 雄 君
宮崎支所長	小 松 信 一 君
参事兼総務課長補佐	岩 渕 浩 弥 君
教 育 長	高 橋 ちえ子 君
教育総務課長	伊 藤 善一郎 君
社会教育課長	三 嶋 秀二郎 君
文化振興課長	三 浦 庄一郎 君
体育振興課長	大 類 恭 一 君
農業委員会会長	三 浦 又 英 君
農業委員会事務局長	兔 原 伸 一 君
代表監査委員	川 熊 忠 男 君
監査委員書記	小 山 元 子 君
	佐 藤 鉄 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副参事兼議事調査係長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 加美町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 第 4 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について（平成19年度加美町立広原小学校プール建設工事請負変更契約の締結について）
- 第 5 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について（平成19年度加美町立広原小学校外構工事請負変更契約の締結について）
- 第 6 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について（平成19年度加美町立中新田中学校体育館棟大規模改造工事請負変更契約の締結について）
- 第 7 議案第 2 号 加美町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 3 号 加美町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 4 号 加美町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5 号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 6 号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 7 号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 8 号 加美町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 9 号 加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第10号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第11号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第12号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例について

- 第 1 8 議案第 1 3 号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 1 4 号 加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 加美町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 加美町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 1 7 号 加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 1 8 号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更について
- 第 2 4 議案第 1 9 号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について
- 第 2 5 議案第 2 0 号 大崎市の公の施設を利用することの協議について
- 第 2 6 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度加美町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 7 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 8 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度加美町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 9 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 0 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 1 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 2 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 3 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 4 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 5 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 6 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 7 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度加美町一般会計予算
- 第 3 8 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度加美町老人保健特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度加美町介護保険特別会計予算

- 第 4 2 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
 - 第 4 3 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
 - 第 4 4 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度加美町霊園事業特別会計予算
 - 第 4 5 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
 - 第 4 6 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度加美町下水道事業特別会計予算
 - 第 4 7 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
 - 第 4 8 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算
 - 第 4 9 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度加美町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 9 まで

午前10時00分 開議

○議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は19名であります。尾形 勝君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、19番猪股信俊君、1番佐藤正憲君を指名いたします。

日程第2 議発第1号 加美町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第2、議発第1号加美町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。米木正二君、御登壇願います。

〔2番 米木正二君 登壇〕

○2番（米木正二君） 議発第1号加美町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

地方分権が推進され数年たちますが、我々自治体の視点から見れば、三位一体改革に伴う補助金の削減、税財源移譲は不十分なままで、加美町にとっては合併メリットが相殺され、財政圧迫の要因になっており、本町の行財政改革の成果をすぐに期待することは大変難しい状況にあるものと思われまます。このような現状を踏まえますと、今後も財政健全化に資するための積極的な経費の削減を図り、改革を推し進めるべきであると考えまます。

現在、議会でも議会運営や経費削減の両面にわたり改革議論を進めているところでありますが、財政の健全化に向けたなお一層の努力が必要であることから、その一端として、みずから議会の費用弁償1,700円を1,000円に減額するものであります。

本町のまちづくり、財政を考えたとき、議員各位の活動には御負担を強いることになると思ひまますけれども、御理解を賜り、御可決くださいますようお願いを申し上げままして提案理由の説明といたしまます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号加美町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号加美町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（米澤秋男君） 日程第3、報告第1号専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、本日もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告第1号について提案理由の説明を申し上げます。

専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成20年1月18日午前10時25分ごろ、加美町字鹿原地内において、加美町職員が職務上、町所有車両を運転中、路面の凍結、また、降雪による悪天候で視界が悪く、対向車の確認がおくれたため町所有車両の左前部と相手方車両、これは特殊自動車・宮城 800か1368の左前部が衝突し、損害を与えたことに対し、過失割合が町50%、相手方50%により賠償額24万1,968円と決定いたしました。そこで、地方自治法第180条第1項の規定により、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲内においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することは町長専決事項に当たることから、今回専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（米澤秋男君） これにて報告第1号専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の

決定について)の報告を終了いたします。

日程第4 報告第2号 専決処分した事件の報告について(平成19年度加美町立広原小学校プール建設工事請負変更契約の締結について)

○議長(米澤秋男君) 日程第4、報告第2号専決処分した事件の報告について(平成19年度加美町立広原小学校プール建設工事請負変更契約の締結について)報告を求めます。町長。

○町長(佐藤澄男君) 報告第2号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成19年6月29日に開会された加美町議会第2回定例会において承認をいただき、小野田建設株式会社、代表取締役高橋甚吾氏と契約いたしました加美町立広原小学校プール建設工事について、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を経た工事請負契約で契約金額の10%以内、ただしその金額が1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成20年2月21日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

その内容は、一つとして、災害発生時にプールの水をろ過し飲料水や生活用水として利用するために設置する緊急用造水機について機種を変更するもの、及び、2として、防火用水として利用する際における消防車両等の通行路を確保するため整地工事等を追加するもので、これにより、変更前契約額1億1,518万5,000円から21万円を減額し、1億1,497万5,000円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては、平成20年3月25日までの工期であります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長(米澤秋男君) これにて報告第2号専決処分した事件の報告について(平成19年度加美町立広原小学校プール建設工事請負変更契約の締結について)の報告を終了いたします。

日程第5 報告第3号 専決処分した事件の報告について(平成19年度加美町立広原小学校外構工事請負変更契約の締結について)

○議長(米澤秋男君) 日程第5、報告第3号専決処分した事件の報告について(平成19年度加美町立広原小学校外構工事請負変更契約の締結について)報告の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤澄男君) 報告第3号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成19年6月29日に開会された加美町議会第2回定例会において承認いただき、丸か建設株式会社、代表取締役佐々木浩章氏と契約いたしました加美町立広原小学校外構工事

について、地方自治法第 180条第 1 項の規定により議会の議決を経た工事請負契約で契約金額の10%以内、ただしその金額が 1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成20年 2月21日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第 180条第 2 項の規定により報告するものであります。

その内容は、一つとして、同校の校庭は水はけが悪いためグラウンド部分についてクレー舗装を行っておりますが、遊具等の設置部分についても同様にクレー舗装を行うこととしたもの、及び、2として、グラウンドと校舎の間の側溝について児童の安全確保のためふたかけを行うとともに、校舎西側の来客用駐車スペースの整備を行うもので、これにより、変更前契約額 8,557万 5,000円に 513万 3,450円を追加し、9,070万 8,450円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては、平成20年 3月25日まで工期であります。校庭部分の工事については昨年11月末に完了し、部分引き渡しを受けております。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（米澤秋男君） これにて報告第 3 号専決処分した事件の報告について（平成19年度加美町立広原小学校外構工事請負変更契約の締結について）の報告を終了いたします。

日程第 6 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について（平成 1 9 年度加美町立中新田中学校体育館棟大規模改造工事請負変更契約の締結について）

○議長（米澤秋男君） 日程第 6、報告第 4 号専決処分した事件の報告について（平成19年度加美町立中新田中学校体育館棟大規模改造工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第 4 号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成19年 8月21日に開会された加美町議会第 4 回臨時会において承認いただき、丸か建設株式会社、代表取締役佐々木浩章氏と契約いたしました加美町立中新田中学校体育館棟大規模改造工事について、地方自治法第 180条第 1 項の規定により議会の議決を経た工事請負契約で契約金額の10%以内、ただしその金額が 1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成20年 2月21日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第 180条第 2 項の規定により報告するものであります。

その内容は、一つとして、館内玄関口、裏通路及び体育器具庫等の壁面のひび割れ処理や塗装の塗りかえ等の追加工事等の変更を行ったもので、これにより、変更前契約額 7,455万円に

252万 1,050円を追加し、7,707万 1,050円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては、平成20年3月25日までの工期であります。耐震補強工事、壁面改良工事など内部の改修工事はほぼ完了いたしております。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

- 議長（米澤秋男君） これにて報告第4号専決処分した事件の報告について（平成19年度加美町立中新田中学校体育館棟大規模改造工事請負変更契約の締結について）の報告を終了いたします。
-

日程第7 議案第2号 加美町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について

- 議長（米澤秋男君） 日程第7、議案第2号加美町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤澄男君） 議案第2号加美町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、教育委員会の体制充実や教育における地方分権の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成20年4月1日施行されることに伴い、教育委員会の組織人数を定める条例を制定するものであります。

その内容は、今回の法律改正により、条例で定めるところにより各自治体の実情に応じた定数の弾力的な扱いが可能となったこと、また、保護者の意向が教育行政に適切に反映されるよう委員のうち少なくとも1人を保護者から選任することが義務化されました。これにより、本町におきましても、教育行政の充実を図るため、教育委員会委員の定数を5人から6人に定める条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

- 12番（近藤義次君） 今の町長の提案理由の説明を聞いたんだけど、町長、片一方で職員を一生懸命減らす減らすって騒いでいるとき、専門家の教育委員会の中のスポーツインストラクターとか美術の専門家をふやすとかっていうのなら聞ける話だけでも、あえて教育委員をふやす必要ないと思うんですよ。現在の人数でたくさんだと思うんですけども、その辺についての考え方。今後やめる人もいるんだから、そこに別の人を入れればいいだけのことでさ、

その辺お尋ねいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 行政改革を進める上で、その人数をこれまでも減らしてきた。その中で何で教育委員をふやさなければならないのかという御質問でございますけれども、教育にかかわる問題における町の基本的な考え方として、今教育を取り巻く環境の整備を行わなければならないという状況にあるわけです。そんな中で、町としても特色ある教育を推進していくというようなことで、今般、国における法律の改正によって保護者を1人入れることが義務化されたということに伴っての増員でございます。

要するに、行政改革に逆行するのではないかという御指摘でございますけれども、これにはこの分野は当たらないのではないかというふうに基本的に考えております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） いろいろ教育委員の話の中で、片一方、休んで困るとか人が少なくなるとかっていう話も出ているようですが、休んでばかりいる教育委員ならやめてもらえばいいんだよね、5人いればたくさんんだから。そんなにふやしたからといって何も仕事の量がふえるわけでもないし、教育委員会のあり方ということもいろいろ問題になっているときだから、私はあえてふやす必要もないし、やめる人いた後にその保護者の代表を入れればいいだけのことだと思うので、現状の5人のスタッフで、まさにすばらしいスタッフでやってるわけですから、あえてふやすことはないと思うんだけど、教育長、いかがですか。

○議長（米澤秋男君） 教育長。

○教育長（伊藤善一郎君） 今のお話、しかと承りましたんですが、実を言いますと、少なくなるからというよりも、さらに充実するという方向でのことです。

要するに、教育委員会は、今までのメンバーからしますと、それぞれの分野で活躍してきた方々が教育委員になっている。そこに保護者が入って、しかも町の教育全体についての意見を伺うことができると。現状が少なくなったというよりも、休むからどうのこうのという、さっきですね、全体的に数多くの、もっと、私からすれば、もっと多くの方々から委員として出席していただいて御意見をいただいて、間違いのない方向を定めていくというのが基本だろうと思っておりますし、そう思っております。この問題につきましては、教育委員全員の意思でもありますので、私はそのことを尊重して提案させていただきました。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） それぞれ委員というのは、町会議員だってもっとふやした方がいいと思っているんだから、何委員だってもっとふやせばいいのに決まってると思うんだけど、町長、その辺いかがですか。ふやすのはみんなの方ふやしたいわけだ、委員は余計いけばいいわけだから。みんな現状維持でやってるとき、教育委員だけふやさなきゃならないっていうばかな話はないと思うんだけどね。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 教育におけるその考え方、国でこの法律を定めたという意義があると思います。いろんなケースがあるんだろうというふうに思いますけれども、我が町においても教育行政はきちっと方向づけをされているんだろうというふうに理解をしておりますけれども、さらに国で求めていることは、今現場で起きている問題について、保護者がそこに入っている、委員会の構成の中で保護者が入ることで、この問題というものをきちんと把握して対処できるのではないかというような趣旨のもとでの法律の改正であります。そういったことにかんがみて、我が町においてもそういう趣旨を体して、この委員を入れるということにした条例改正案でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。2番米木正二君。

○2番（米木正二君） 私も12番議員と同じ考え方でありまして、今、町長並びに教育長の説明をお聞きしますと、確かに今回の法律の改正で、教育委員の数の弾力化、さらには教育委員への保護者の選任の義務化ということが4月1日から定められるということは理解をしておりますけれども、今の答弁によりますと、6人だから充実をするんだと。いかにも5人だったらそれが充実してないのかというような疑問もわくわけでありまして、私はそれには当たらないのではないかなというふうに思っています。

今回のこの増員をするといった件で、私もちょっと調べてみましたけれども、お隣の色麻町では提案をしないと。現行のままでいくということでありまして、さらに美里町、涌谷町では、5人の体制の中でそういった保護者の方を選任をして、ふやさないということの考え方のようでありまして、なぜ我が加美町は、いろんな教育問題、課題はあるにしろ、1人ふやさなくてはならないのか、その必要性というものが私はわからないわけでありまして。

さらには、やはり行財政改革というようなことで、きのうの町長の施政方針の中で「聖域なき行財政改革を断行する」と、三つの柱の一つとして、そう述べられておりました。教育委員会だけがそういうことで聖域なのかということにもなるわけでありまして、私は、現行の5人体制の中で、次の教育委員の改選のときにそういった保護者の代表の方を選任をしていった方

がいいのではないかと、こう思うわけでありますが、その辺について御見解をお願いいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 行財政改革に伴うものの整合性がないんじゃないかという御指摘、そういう見方もされるかもしれませんが、いわゆる町の抱える教育全般にわたる学校教育、社会教育、生涯教育にかかわる問題において、この保護者を入れる法律に伴って、特色ある教育を進めていくという観点から決断をしたということでございます。

ほかの町のことも承知はいたしておりますけれども、さらに、今大事な局面に教育の問題、さまざまな形でここに来ているというふうに認識をしておりますし、この法律に伴って我が町もその方向性をしっかりつけていくという意味での、要するに削れば皆いいのかということよりも、現状でもいいんじゃないかという意見もあるわけでございますけれども、ここで一つの姿勢を示すと、町の教育に対するその考え方というものを示す、そういう意味合いも込められているということを御理解をいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 教育長。

○教育長（伊藤善一郎君） よその町ではやってないからということなんですけれども、これにつきましては、私は実は宮城県の町村教育長会の会長をやっております。なぜ私がこの半身不随の身で会長の職に当たっているかということなんです、それだけ一応リーダーシップをとっているという自覚があります。そのことから申し上げますと、よそでやらないから私の方でやらないという理由には一つもならんということなんです。ですから可能な限り私は数は多い方がいいと思うんですけれども、この法律の改正ということによって、保護者を、あるいは親権者を委員に選任することが義務化されたということでございまして、これは教育委員全員の意思で1人プラスしてくれというふうな話がありましたので提案させていただいたわけでございますので、御理解いただいて御賛同いただければありがたいと、こういうふうに思っております。

○議長（米澤秋男君） 2番。

○2番（米木正二君） 今、町長、教育長の説明、わからないことはないんですけれども、やはり……、確かに加美町の教育行政、これから考えた場合に、小・中学校の再編の問題もあり、本当に大変な局面がこれから控えているわけで、教育委員の、あるいは教育委員会、大変な仕事が残ってるなという感じがしますけれども、だからといって、やはり人数をふやせばいいということにはならないというふうに思います。5人の中で汗をかいて努力をすることも必要で

はないかなと。

行財政改革の中で、先ほども議員の費用弁償等の削減も提案し、可決もしました。さらには、これからもそういった費用弁償並びに報酬の削減というようなことで審議されますけれども、さらには、新年度の予算を見ますと各種団体の補助金も減額されております。そういった中で、こういったやり方、果たしていいのかなというふうに私は疑念を抱くものですから、また再度、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 要するに、行財政改革の基本的な考え方は、いかにむだを削るかということになるかというふうに思います。この教育委員の1人増というのが総合的に判断してそのむだに当たるのかどうかという、その判断もさせていただいた上で、やっぱりこういう時代で厳しい中であっても、そういう思いというものは示していかなければならないだろうというようなことで御提案をさせていただいておるわけでございます。どうぞ御理解をいただいて御賛同いただければありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。7番下山孝雄君。

○7番（下山孝雄君） 今、教育委員会の役割ということは、皆さん篤と、十分活躍していただいているということはわかるんですけども、今度の法改正については、資料をもらっておりますけれども、ポイントがあるわけなんですけれども、これを見ますと、原則は5名でやっているわけなんですけれども、都道府県または市、これでは6名以上の委員で構成するとありますけれども、町村の教育委員会にあっては3名以上の委員をもって組織することができるというようなことで、必ずしも慣例で、旧町でも5名ずつで組織しておりましたから、5名で現在もやっておりますけれども、これは考え方としては、必ず6名とか、増員するというような考え方はないと思うんですね。この定数の弾力化ということで何か国のポイントとなっておりますし、それから教育委員に保護者を選任するということが、これ義務づけられるということで、こういった意味から言いますと、やはり5人でも今まではかなりこの町については教育を重視してきたというような考え方で、私は、3人以上で組織してもいいというような規定ポイントもありますし、やはり現状の5人内で対応するべきかなと感じているわけなんです。答弁は同じだと思いますけれども、そういった点について、国の決めたことだからというような考え方とはまた違うんでないかなと思いますけれども。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御指摘いただいたことはそのとおりだと思います。結局、国が決めたから、それに追随するというのではなくて、我が町としても、教育の充実、まちづくりの大きな柱、その中での位置づけということでこの提案をしているわけでございます。町としての姿勢をここで示すということの基本的考えで御提案をしておりますものですから、ひとつよろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「あります」の声あり）12番。（「反対討論」の声あり）反対討論ですか。

まず、原案に反対の討論を許可いたします。

○12番（近藤義次君） 反対討論をするものであります。

今までいろいろ質疑の中でお話を伺ったわけでありましてけれども、今の加美町の教育委員はすばらしい体制であります。特に教育長は、先ほど本人からお話あったとおり、宮城県の会長として実績を上げ、そして加美町の教育にもすばらしい実績を上げているわけでありましてから、今考えると、私は教育長一人でも教員委員は十分だと思います。そういう意味において反対をするものであります。

○議長（米澤秋男君） 次に、原案に賛成の討論を許可いたします。賛成討論。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。2番米木正二君。

○2番（米木正二君） 原案に対し反対の立場から討論をするものであります。

町長の施政方針によれば、町政運営の三つの柱の一つとして聖域なき行財政改革の断行を目指すとしてあり、新年度の取り組みとして議会及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償の削減や各種補助金のカットを実施しようとしております。そういった、いわば町民全体で痛みを分かち合い行財政改革を進めようとしているときに、いかなる理由があるにせよ、教育委員会だけが聖域で定員をふやすということは、これらに逆行するものであります。他の町村を見ても現行5人体制の中で保護者の選任を行おうというところがほとんどであります。よって、加美町においても増員することなく現行体制のままでそういった運用をすべきであるというふうに考えるわけであります。

以上の見解から反対をいたすものでございます。議員各位の満堂の御同意をお願いを申し上げます。

以上で反対討論といたします。

○議長（米澤秋男君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号加美町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 起立少数であります。よって、本件は否決することに決定いたしました。

日程第8 議案第3号 加美町後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長（米澤秋男君） 日程第8、議案第3号加美町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第3号加美町後期高齢者医療に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、平成19年2月8日に宮城県後期高齢者医療広域連合が発足し、平成20年4月から始まる75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度について、町が行う事務に関する条例を制定するものです。

その事務の内容は、葬祭費の申請書の受け付け、保険料の額に係る通知書の引き渡し、保険料の徴収等であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 議案書の12ページなのですが、第6条、延滞金についてです。延滞した場合には年14.6%という記述がありますが、これはこういった根拠で、どのように運用するのかまずお伺いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長です。お答えします。

第6条の延滞金14.6%という率につきましては、これは町税条例と整合性をとりまして、町

税条例に規定するその延滞金の率というものを定めました。以上です。

○議長（米澤秋男君） 3番。

○3番（木村哲夫君） 先日説明いただいた中では、後期高齢者の広域の部分と市町村で行う部分との役割があって、市町村ではそういった税金を集めるといいますか、徴収するということがなんですが、この14.6%の税金はどこに入ることになるのでしょうか。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） お答えします。

連合と市町村の事務というのは分かれておりまして、連合につきましては賦課の部分に入るわけですが、町の事務としましては徴収事務とか受け付け事務となるわけですが、当然、こういった保険料の延滞については町が把握するわけですが、そういった延滞者、滞納者というんですかね、そういった情報というのは当然広域連合の方に上げてやるわけですが、広域連合の方でその事務を担うという部分で。ただ、広域連合ではこの延滞率については、連合の条例には規定しておりませんので、町の条例で規定したということでもあります。以上です。

○議長（米澤秋男君） 3番。

○3番（木村哲夫君） その連合のホームページなどを見ても、市町村で決めるその条例、滞納額については当然入っていないんですけども、この14.6%というのは、いわゆる消費者ローンといえますか、かなりの額であるかなど。後期高齢者の方にとっては、それだけでなく大変な中で、さらに1割負担ということがふえている。払えない方に、さらに延滞金、そして、その資格証明書の発行など、保険を受けられない状態になったり、こういった滞納金ということでさらに高額なお金を請求といえますか、取られるということに対して、やはりもっともっと高齢者の方を大事にしなければいけないんじゃないかなと思います。この税率を再度考えるお考えはないでしょうか。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長お答えします。

確かに、この14.6%は高いというのは確かなんですが、ただ滞納額が膨らめば、当然その14.6%、それ計算しますと当然延滞金高くなるわけですが、御案内のとおりでございます。ただ、この税率は延滞金の部分を変える考えはございませんし、先ほど木村議員申されました資格証明書の関係につきましても、これは資格証明書は発行するというんじゃなくて、あくまでも滞納すれば資格証明書を発行するんですけれども、あくまでも滞納者とそういった接点を持つ、いろいろな納付相談を受けますよということですので、資格証明書につきましても、む

やみに発行するという考えはございません。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 保険料のことでありますけれども、4月1日から2年間は減額措置をして、その後、2年ごとに改定を行うということではありますが、今の高齢化さらに進む中であって、基本的にこの給付費の1割は後期高齢者の保険料で賄うということにありますから、当然、改定ごと保険料は高くなっていくと思います。

そこで、徴収方法ですけれども、特別徴収、年金から天引きね、それと普通徴収ですか、これは町の個人送付ですね、納付、そういった2種類があると思いますが、今回のこの条例の制定に伴う予算措置を見ますと、5分の1くらいが普通徴収ということになっているようです。

そこで、人数的にどういった割合になっているのか、その辺まずもってお尋ねをいたします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長、お答えします。

今回新たに、75歳以上の後期高齢者につきましては年金から天引きするというのが原則でございますが、特別徴収だけでなく普通徴収という徴収方法も規定をしております。普通徴収になる方につきましては、年金18万円以下とか、それから、これは介護保険料と一緒に徴収するわけで、両方の保険料が年金支給額の半分以上になった部分についても介護保険料が優先するという部分もあります。そういった要件です。

それから、普通徴収につきましては、連合全体では普通徴収が大体2割程度、それから特別徴収が8割程度になるんじゃないかというふうに見ております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。11番。

○11番（佐藤善一君） 人数的なことを聞いたかったんですが……。

そこで、普通徴収があった場合ですね、普通徴収は当然年金の額の少ない方でありまして、当然、徴収するにも厳しいと思うんですね。そこで、連合としてですね、それぞれの町の収納率のばらつきがあると思います。そしてまた、それぞれの町で滞納処分も行うということでもありますから、そういったことについての連合としての共通した認識といたしますか、これらについての問題意識は連合としてどういうふうにとらえているのか。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長、お答えします。

確かに佐藤議員おっしゃるとおり、36市町村、当然収納率にばらつきがあるのは予想されません。その中で、連合としましても、やっぱり一番の原資が保険料でございますので、その保険

料の滞納部分というのにつきましては、まだ国から示されておられません、基金を設置して、その穴埋めを基金で対応するという考えでいるようでございます。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。17番一條 寛君。

○17番（一條 寛君） 今の老人保健法に比べまして、75歳以上の後期高齢者の負担増は、今は家族単位で計算されているのだと思いますけれども、どのような形で負担増なる方……、負担減になる方もあるのではないかと思いますけれども、その辺の状況はどうなる見通しなのか、おわかりでしたらお願いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） 家族で負担増、どういう形が負担増になるかということですが、今回、75歳以上になれば自動的にこの後期高齢者の有資格者になるわけでございます。そうした場合に、今まで例えば国保に入っていた方が国保税を当然納めていたわけです。そして、国保税の中でも均等割とかあるいは世帯割、資産割、あと所得割と、この四つの税目があるわけですが、今回、後期高齢の部分では所得と均等割の部分の二つしかありません。その中では、当然負担増になる方、あるいは減になる方も当然出てこようかと思います。

その部分はまだ精査しておりませんが、ただ、保険料の算定の中では、低所得者に対しましては7割、5割、2割という軽減措置も講じておりますし、そのほかに、特に社会保険あるいは共済組合の被扶養者、そういった被用者保険の被保険者につきましても2年間の限定という軽減措置を設けております。その部分で激変緩和措置という形ではありますが、スムーズに制度移行ができるようにということで国なりで制度化しておりますので、その辺ではやはり御理解いただきたいなと思っております。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「反対で」の声あり）反対討論ですか。

（「はい」の声あり）

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 私はこの条例を読みまして、先ほど保健福祉課長から町税条例に倣ってというお話がありましたが、町税はもっともっと働いて収入のある方も払っている金額です。しかし、後期高齢者の場合は、そういった世帯もありますが、老人の方ひとり、もしくは2人暮らし、そういった方々からも同じ税率で滞納額を決めるということは余りにも厳しいのではないかと思います。その辺、再度検討いただきたく反対討論いたします。

○議長（米澤秋男君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町後期高齢者医療に関する条例の制定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 起立多数であります。よって、議案第3号加美町後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第4号 加美町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第4号加美町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第4号加美町職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、本町の職員定数については、平成15年4月の合併時400人で、その後、平成16年3月に策定した加美町職員適正化計画に基づき、平成18年に380人とする改正を行っており、今回の改正は、平成20年4月1日現在の職員数が348人になる見込みであり、現条例の職員定数380人を32人下回ることから、職員定数を350人に改正するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。17番一條 寛君。

○17番（一條 寛君） 今現在、職員の中で町外にお住まいになって町に通われている職員の方、何人ぐらいおられますか。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長兼行政改革推進室長（早坂宏也君） 済みません。ちょっと数字つかんでませんので、少し時間をいただきます。済みません。10人ぐらいという形でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 17番。

○17番（一條 寛君） 結婚等で転出された方が大半だと思いますけれども、それ以外にもしあるとすれば、一応、職員の方には、町を愛する精神といいますか、全員にそういう御指導とかされながら、極力町に住んでいただくよう努力をしていただけるようお願いしたいと思いません。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 町長にお尋ねをします。

町長、年々こういうふうに関員の定数を減らしていくんだけど、仕事をやっててみて不安を感じないものですか、何となく寂しさ、不安。しっかりした体制の中でやっていて、こうやりたい、ああやりたいという中で、どんどんどんどんこういう形で減らして行って、何となく仕事をやる上に大変だなというような感じは持たないものですか、その辺についてお尋ねいたしたいと思いません。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 不安を持たないかと言われれば、仕事の量が減っていくかという逆にふえているんですね。そういった中で、いろんな情報システムを駆使するというようなことで、要するに仕事がパソコン中心のものが非常にふえているというような状況。その中で、それをこなせる職員をきちっと配置をしなければならないという、そういう相反するものが確かにございます。ございますけれども、町の方向性として、合併時の約束、さらに適正化計画を練って、これくらい的人数で、要するに住民サービスの一つの目標といいますか、住民 100人に1人の職員というようなガイドラインといいますか、一定の国としての考え方があるわけでごさいます、こういったものに沿ってこの計画を進めていくということになっております。

御心配をいただいていることは、この定数を減らすことによって住民サービスもできなくなるんじゃないかというような、そのネックの部分があるのかなというふうに思いますが、私もそう思いますが、そういった問題について、きちんとその職員の仕事の分担、それから能力の開発といいますか、仕事をする・できる職員体制というものをあわせてつくっていく必要があるということを考えているところでございます。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） 教育長にお尋ねをします。

教育委員会の場合、各課が細分化されている中で、こういうふうにごんごん人を減らしていくということになってくると、やはり課を一つに、全体を一つにしてやらないと行事の運営が

スムーズにいかなくなるのではなからうかというような感じがするんですが、例えば今度の合併の問題にしても、みんなで教育委員会職員一丸となってやるというような形にしないと、文化は文化、体育は体育、社会教育は社会教育と別になっていた場合に、人が足りなくて大変になるのではなからうかというような感じがするんですが、その辺についての教育長の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（米澤秋男君） 教育長。

○教育長（伊藤善一郎君） ただいまの質問についてお答えいたします。

教育委員会は一つでございまして、いろんなイベント等、その他いろんな対応する行事等、あるいは会議等においては、極力全員総出でやるという体制を整えておりますので、その御心配は不必要かというふうに思っております。協力しろということで全員が協力して、あそこの部屋にいる者は全部、それらの行事に必要な場合には、必要な人数を確保できるように、共通し合って、融通し合いながら仕事を進めているということでございますので。

ただ、分けた理由につきまして、行政改革に反するんじゃないかという話もあったんですけども、これは要するに行政改革をやるために、要するに指定管理者制度、社会教育施設、体育施設、それから文化施設、それぞれ別なものですから、それぞれの指定管理者制度に移行する間は課の設置はそのままにしておきたいと。それが済んだ後で生涯学習課としてもとの形に戻していきたいなというふうに考えております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長にお尋ねをしたいと思えます。

適正化計画に基づいて、合併当時から見ますと100人ぐらい職員を減らすというようなことで現在も進められているわけですが、先ほど町長の答弁にもありましたように、住民サービスが低下はしないかというような心配が住民の方にもあるのかなというふうに思います。

町長、施政方針の中で、「住民と行政の協働による自立するまちづくり」というようなことを述べておりますけれども、やはり必ず町でなければいけないサービスと、また、町民の方々が力を合わせて自分たちのいろんな活動は自分たちでやろうやと、そういった中で、町民側として行政改革に協力していく姿勢を持つというようなこともこれからどんどん必要になってくるのではないのかなというふうに思っております。そういった中で、協働ということが、片や行政改革なりまちづくりの中で頻繁に使われている言葉ですが、果たして今後、行政側から、財政が厳しいとかなんとかってということよりも、町民が幸せになるために行政はこういう活動をします、仕事をします。町民はこういう、お互いに頑張りましょうとい

うような方向性を出していかないと、なかなか両輪というか、行政と町民がかみ合ったまちづくりというのはできないのではないかなというふうに思いますけれども、この職員の削減と町民との協働というものの中で、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 何回か今の話についてのやりとりをしたように記憶しているんですけども、結局、現状でいかないということは目に見えているわけですね。現状の、要するに今の体制というか、旧来の職員体制でその仕事の分野どうするかといった場合に、そうした場合には、その理解をしていただくということと、そして、そこから生まれてくる自分たちの地域は自分たちでつくっていくんだという、その根底にあるものを醸し出す、醸成していくということをあわせてしていかなきゃならないという、今非常にそういう意味では難しい時代に来ているというふうに認識をしております。

そんなことで、指定管理者の問題についてもそういう観点から進めていかざるを得ないというか、目標を持って取り組まなければならない。しかし、そこをきちっと理解をしていただいて、町民、その地区の運営をして方向づけをしていく人たちを育てていくというか、担っていただく人を配置をしていかなければならないという、そういう問題。そして、その地域がそのことによって後退することではなくて前に進んでいける、そういうもの、そういう社会をつくっていくという大事な仕事があるんだということでもあります。

したがって、共生するまちづくりということ、大変相反することも出てくるわけでございますけれども、今までにないくらい、この今提案している条例についても、その背景があるということをもひとつ議員の皆さんにも御理解をいただきたいと思っておりますし、また、地域の皆さんにもそういう方向性というものもあわせて表意していただいて、リーダーシップを発揮していただければありがたいというふうに考えているところでございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町職員定数条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町職員定数条例の一部

を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。